

川子総発第49号
平成31年3月29日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 星野 隆男 様
同 柳田つとむ 様
同 石橋 俊伸 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果に対する措置について

平成30年2月28日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

① 委託契約について（保育入所課）

保育入所課の委託契約において、随意契約ガイドラインに基づく契約が行われていないものが見受けられた。

今後、契約事務の執行に当たり、公正な契約が行われるよう地方自治法施行令に基づき、適正に執行されたい。

講じた措置の内容

指摘された契約方法について、保育所ごとに入札により契約すべく、選定基準に基づき受注可能な事業者の調査を行った。調査の結果、選定基準を満たす事業者が2者のみであり、当該事業者が受注可能な保育所に重複がなかったことから、随意契約ガイドラインに基づき、随意契約を行った。

今後も、継続して受注可能事業者の調査を行い、適正な契約事務の執行を行っていきたい。

